

措置未実現事項(7大項目)

規制改革のアクションプラン「規制改革推進のための3か年計画(閣議決定)」において決定されていないながら、十分に措置されていない事項についての規制改革会議の見解

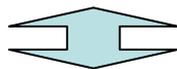
支払基金の業務効率化

〔決定事項〕

支払基金の業務効率化計画を作成する〔平成19年末〕

〔講ぜられた措置〕

平成19年12月21日に「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」を作成・公表するも、ここでは全都道府県の拠点を維持し、人員計画についても退職による自然減以上の減少は見込まないとしている。



〔会議の見解〕

当会議が考える“抜本的な見直し”とは、オンライン請求化により審査・支払業務がほとんど自動化されることであり、“業務フローの抜本的な見直し”を通じて、拠点集約や人員削減も行われるべき。

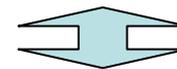
支払基金の業務効率化

〔決定事項〕

支払基金の手数料適正化の見直しを作成する〔平成19年度末〕

〔講ぜられた措置〕

平成20年3月24日に「原則完全オンライン化の段階における手数料適正化の見直し」を作成・公表するも、医科レセプト手数料は「業務効率化計画」に基づき現状の114.2円から8円低減するとしている。



〔会議の見解〕

当会議が考える“手数料適正化”は、業務フローの抜本的な見直しが行われた結果、審査・支払の委託手数料を現行の数分の1に引き下げるもの。極めて不十分である「業務効率化計画」に基き、現状の医科レセプト手数料をわずか8円しか低減しないとすることは論外。

電子カルテシステムの普及促進

〔決定事項〕

平成18年度までに全国の診療所の6割以上、400床以上の病院の6割以上に電子カルテシステムを導入させるとした目標を確実に達成できるよう、具体的な実行策を明定し、公表する〔平成19年度中〕

〔講ぜられた措置〕

「標準的電子カルテ推進委員会」最終報告(平成17年5月)において電子カルテの現状と普及のための課題を示すとともに課題解決に向けた検討の視点と取組の方向性を提言するも、当初の目標の達成状況は不明確。



〔会議の見解〕

電子カルテの導入状況は、400床以上の一般病院で21.1%、一般診療所では7.6%(平成17年10月:厚生労働省医療施設調査)であったが、その後調査項目から外れている。平成17年度調査から推測すると、6割という目標達成は極めて厳しい状況と思われる、取り組みは進めたものの当初目標が達成できていないと判断。

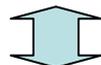
保育所の最低基準の見直し

〔決定事項〕

子どもの安全面や健康な心身の発達を保障する環境を整えるために、どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する。【平成20年度調査・分析、平成21年度措置】

〔講ぜられた措置〕

面積基準について、「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」（全国社会福祉協議会）の研究会において、現行以上に引き上げることが望ましい旨の研究結果が示された。



〔会議の見解〕

上記研究結果は、先行研究がない中、希望水準を示したに過ぎず、面積と子どもの心身の発達との因果関係について科学的・実証的に検証したものとは言えない。また、面積基準以外の最低基準については一切検証されておらず、最低基準の在り方自体を見直し、地域の実情に応じた設置基準を認めるべき。

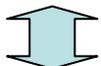
教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保

〔決定事項〕

教職大学院修了者の採用・処遇について、その修了者が教員としての一定の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきことを引き続き周知する。【平成19年度措置】

〔講ぜられた措置〕

各種会議等の場を通じて、上記決定事項を、大学を始め、各都道府県教育委員会に周知している。



〔会議の見解〕

上記のように周知しているにもかかわらず、8つの都府県及び指定都市教育委員会では、大学推薦により教職教養や専門教養等の第一次選考を免除する等、3か年計画の内容に抵触するおそれのある方法で採用選考を実施することが判明している。

文部科学省は、このような事例が発生することのないよう、教員採用権限を有する各教育委員会に対し、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置の具体的な条件を詳細に示すなど、確実な措置を講じることにより、3か年計画の内容を確実に担保するべきである。

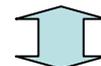
生活保護制度の見直し

〔決定事項〕

現在の医療扶助制度は、自己負担がないため必要以上の受診が繰り返され、無駄が発生している恐れがあるだけでなく、保護脱却の阻害要因となっている。このような状況を解消する方策を検討する。

〔講ぜられた措置〕

「地方分権改革推進要綱（第一次）」（20年6月20日）に基づき、国と地方の協議において医療扶助の在り方について検討を行い、平成21年3月23日取りまとめに至った。



〔会議の見解〕

医療扶助の在り方について検討がなされたものの、その内容は医療保険を適用するか否かについてのみであり、問題解決に必要な自己負担の仕組みをどう作るかについてはまったく議論されていない。

相当と認められる就学校の変更理由

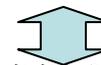
〔決定事項〕

「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」はどの市町村においても就学校の変更が認められてよい具体的な事由であるとの文部科学省の見解に基づいた適切な運営が市町村教育委員会において確保されるように、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」を理由とした保護者からの就学校変更申立については、就学校の変更が認められてよいことについて分かり易く更に周知徹底を図る。【平成19年度中に措置】

〔講ぜられた措置〕

通知を发出し、その中で「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」に関し、具体的に変更が認められ得る事由を定めている教育委員会の例を示すことで、分かり易く更に周知徹底した。

〔会議の見解〕



上記において周知しているにもかかわらず、内閣府が実施した「教育委員会アンケート（平成21年3月）」の結果によると、「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」のいずれかで就学校の指定時の変更申立を拒否する場合は「ありうる」と回答した教育委員会は50%程度にのぼり、これらの内容がすべての市町村教育委員会において確実に理解され実施されているとは言い難い状況にある。このため、就学校変更について適切な運営が確保されるように、文部科学省は、市町村教育委員会に対して、適切な指導・助言等を行うべきである。